



国国地第 38 号

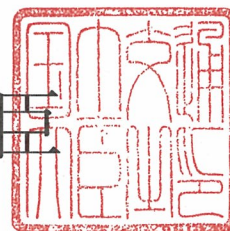
公 共 測 量 作 業 規 程 変 更 承 認 書

広島県知事

平成 20 年 4 月 24 日 付 技 企 第 3 号 で 変 更 申 請 の あ っ た 広 島 県 公 共
測 量 作 業 規 程 は、測 量 法（昭 和 24 年 法 律 第 188 号）第 33 条 第 1 項 の
規 定 に よ り 承 認 す る。

平成 20 年 5 月 12 日

国土交通大臣



広島県公共測量作業規程

広島県公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「広島県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。